

仰星ニュースレター

# ワンポイント会計基準

## Vol. 23 国際会計基準に関する会社法上の論点

法務省より、「国際会計基準に関する会社法上の論点の調査研究報告書」（以下、報告書）が公表されました。

報告書では単体の財務諸表を国際会計基準に従って作成した場合に「分配規制」、「資本と負債との区分」、「会社債権者保護」にどのような影響があるかが論じられています。

いずれも EU 諸国等の事例を紹介したうえで、我が国の対応を示唆しています。以下では、それぞれの内容を簡単にご説明いたします。

### （１）分配規制上の対応

国際会計基準では、一定の資産に関してその公正価値の変動を利益として認識しますが、中にはいわゆる未実現利益が含まれます。会社法上このような利益を配当可能としていいのか、あるいは、どのような利益なら配当可能なのが問題となります。

EU 諸国等では、①実現利益テスト（特定の項目からの未実現利益に相当する額を分配可能額算定上控除する仕組み）や、②支払不能テスト（配当によって会社がその債務を弁済期に弁済することができなくなるようなときには配当を宣言できない仕組み）が導入されています。

そこで報告書では、分配規制について、貸借対照表上の数値と資本制度とに基づく分配規制から根本的なパラダイム転換を行うことの検討を提案します。この転換のための選択肢として、EU 諸国等と同様に、（抽象的な善管注意義務の問題として捉えるのではなく）明示的な支払不能テストの導入や、個別的な対応ではなく一般的な実現利益テストの併用を挙げています。

### （２）「資本と負債との区分」と会社法上の問題

国際会計基準は法的・形式的観点より経済的・実質的観点を重視するため、資本と負債との区分において会社法とは相違が生じます。

例えば、新株予約権は、国際会計基準を導入すると株主資本に区分されることとなります。一方、日本の現行会計基準（および会社計算規則）では株主資本には計上されません。

そのため、国際会計基準に従って単体の計算書類を作成することを認める場合には、行使されずに行使期限が経過した場合には、分配可能額を増加させないが、どのように表示することを要求すべきかという問題が生じます。

ただし、FASB と IASB の間では、負債と資本の区分に関する様々な議論がされているものの、その進展は思わしくありません。まだまだ検討の余地が残されています。

### （３）会社債権者保護の方策

（１）分配規制上の対応で述べたように、貸借対照表上の数値と資本制度とに基づく分配規制から根本的なパラダイム転換を行うならば、会社債権者保護の方策も根本から検討し直す必要が生じます。

報告書においては以下の３つが検討に値するとしています。

① 倒産危機時における行為（作為・不作為）を理由とする取締役の責任制度  
日本の現行法は、資本欠損時の対応について定めていないため、国際会計基準の導入とかわりなく、イギリスの不当取引に関する責任制度のようなものを検討されてよいと言います。

また、国際会計基準の導入によって、分配規制の実効性が損なわれるおそれがあるのであれば、なおさら検討が必要であるとします。

#### ② 情報開示の充実

貸借対照表上の数値を基礎とする分配可能額を用いた分配規制を実効的に行えなくなり、かつ、それに代わる適切な分配規制を導入できないという場合の措置として提案されています。

特に、最低資本金制度のない日本においては、EU 諸国に比べて情報開示の充実の必要性は高いと指摘しています。

#### ③ 株主の責任の再検討

国際会計基準の導入によって、仮に、貸借対照表上の数値に基づく分配的

確に行うことが困難になると、分配可能額を超えた分配に係る支払義務によって会社財産の回復を図ることも困難になると想像できます。

少なからぬ国々においては、違法配当に係る責任との関連では、善意の株主に対する責任追及は認められないと解されている一方で、会社の支払不能時において、支配株主、とりわけ、親会社の責任が認められていることが少なくない、と分析しています。

#### (4) コンバージェンスの影響

報告書も触れているように、国際会計基準そのものを導入する場合はもちろん、コンバージェンスによる日本基準の改訂を単体の財務諸表に適用しても、同様の問題が生じます。単体の財務諸表に国際会計基準を適用（直接的であれ間接的であれ）する際の影響の大きさを垣間見ることができると思います。

(2012/11/9号より)